

災害派遣にかかる職員の勤務労働条件について（事務折衝）

令和6年1月26日（金）

局 側：環境局総務部職員課長他

組合側1：大阪市従業員労働組合環境事業支部 書記長

組合側2：大阪市職員労働組合環境局支部 書記長

（局 側）

石川県能登地方への災害支援については、令和6年1月14日（日）から先遣隊を派遣し、第1次隊を1月16日（火）から1月20日（土）、第2次隊を1月18日（木）から23日（火）にそれぞれ派遣したが、その勤務時間及び勤怠等は別紙のとおりとする。なお、派遣期間中は、移動日も含めて管外出張とし、集合場所までや解散場所からの交通費は、市内出張交通費で対応する。

また、管外出張中で、勤務時間を明確に定めることが困難である場合は「みなし勤務時間」とするが、本派遣においては勤務時間を定めて勤務しているため、基本的にみなし勤務時間を適用しないこととする。

さらに、収集運搬業務従事者については、廃棄物処理作業手当の支給要件に該当する作業に従事することから、支給対象とする。なお、管理要員の現業監理主任及び車両整備業務従事者についても収集運搬業務に従事した場合は支給対象とする。

（組合側）

災害派遣中の勤務時間及び勤怠等について承知した。災害支援従事者は、不慣れな場所で連続して時間外勤務に従事していたことから、管理監督者においては、職員の健康状態に十分配慮した上で就労させるよう努めるとともに、今後とも適切な業務執行管理を行い、時間外労働の縮減に努められたい。

（局 側）

適切な業務執行管理及び時間外労働の縮減について、引き続き管理監督者に要請するとともに、職員の健康状態についても、今後とも十分に配慮していきたい。

以上で本日の交渉を終了する。